第二章　物品の貿易

第十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条4に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e)　「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十条11(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十四条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十五条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十六条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、自国の法令及び手続に従い、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下この協定において「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十八条　輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に従い、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十九条　非関税措置

1　一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保する。各締約国は、貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下この条において「農業協定」という。）第五条の規定に従い、他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることができる。この協定の第十三章の規定は、千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとったいかなる行為についても、適用しない。

2　一方の締約国は、自国がこの協定に基づいて負う義務（関税の譲許を含む。）の効果により、又は事情の予見されなかった発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務の効果により、他方の締約国の原産品が自国において同種の又は直接に競合する産品を生産する自国の国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあるような増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で、及びそのような条件で、自国に輸入されているときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができるものとする。

3　締約国は、附属書一の自国の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4　二国間セーフガード措置をとる締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる他方の締約国の原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の関税のうちいずれか低い方を超えない水準まで他方の締約国の原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における当該原産品の実行最恵国税率

(ii)　この協定が効力を生ずる日の前日における当該原産品の実行最恵国税率

5　(a)　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　(a)に規定する調査については、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

6　次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する5(a)に規定する調査を開始する場合

(ii)　輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b)　(a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i)　(a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付